

令和5年度 第1回 大阪府市IR事業評価委員会 議事概要

1. 日 時

令和6年3月25日（月） 16時から17時

2. 場 所

大阪府庁5階 議会特別会議室（小）

3. 出席者

《委員》

荒井 巖 公認会計士

荒武 泰子 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター 専務理事

池田 辰夫 弁護士

井上 幸紀 大阪公立大学大学院 教授

高橋 一夫 近畿大学経営学部 教授

《事務局》

大阪府・大阪市IR推進局

4. 議事概要

<委員長及び副委員長の選任について>

- ・ 大阪府市IR事業評価委員会共同設置規約第9条に基づき、池田辰夫委員を委員長に、荒井巖委員を副委員長に選任。

<会議の公開について>

- ・ 当委員会について、大阪府情報公開条例第8条第1項第1号、第3号及び第4号に該当するため、非公開とすることを決定。

<モニタリング実施計画（案）及び次年度事業計画について>

- ・ 事務局からモニタリング実施計画（案）及び次年度事業計画について説明し、内容を確認。
委員からの主な意見は次のとおり。（※「→」は事務局による回答。）

■主な意見

- ・ 大阪IRは日本で初めてのビッグプロジェクトであり、長期的な事業継続のために財務面のモニタリングもしっかり実施していかなければならない。また、金融機関からの融資も多額であるため、事業継続に懸念が生じた場合等の金融機関との連携も重要である。

- 財務面のモニタリングについても、府市としてしっかりと取り組んでいくことは必要なものと認識。また、長期的な事業継続の観点から、金融機関と連携することが重要と考えており、金融機関ともしっかりと連携して、長期、安定的な事業体制を構築し進めていきたい。
- ・ I R事業は工事規模も非常に大きいものであることから、元請業者はもちろん、例えば、孫請けや、ひ孫受け等の下請業者からの暴力団排除の徹底が必要である。今年7月からは一部改正された大阪府暴力団排除条例も施行され、暴力団への利益供与にかかる規制が強化されることになるが、その点も理解いただきたい。大阪府警とも連携して検討、取組みを進め、暴力団排除を徹底してもらいたい。
 - ご指摘の通り、投資金額も非常に大きく、元請業者を始め、非常に多くの下請け業者、孫請け業者が参入することが見込まれるため、工事段階から、暴力団排除の徹底が必要と認識。
 - 大阪府警始め、暴力団追放推進センター、弁護士会の民暴委員会とも連携し、暴力団排除を推進するための体制の構築を検討、調整していきたい。
- ・ 反社会的勢力の排除やギャンブル等依存症対策についてしっかりと対応していくことが必要だが、財務面等を支え、事業成功させるためには、大阪I Rを魅力ある施設にしていかなければならない。そのためにも、I Rは民設民営事業であって、民間の創意工夫を最大限活かせるよう、事業のモニタリングを実施していくべきである。
 - I Rを実現し、また継続的に魅力あるものにしていくためには、民間の活力、創意工夫・ノウハウが必要不可欠であると認識。
 - 今後、モニタリングの実施にあたっては、ご指摘のような観点も踏まえながら、事業者の自主性、創意工夫を十分に尊重しながら、進めてまいりたい。
- ・ 当委員会においては、区域整備計画の実施状況評価が調査審議の対象となっている。基本的にはS P Cの取組が主となっているが、当該計画に記載されている大阪府・市の取組も、計画に基づいて着実に実行されているか適切にモニタリングしていくことが肝要である。
 - 区域整備計画では府市の取組についても記載をしているので、S P Cの取組とともにモニタリングをした上で、本委員会に諮ってまいらる。
- ・ I R事業は、長期間にわたって、安定的で継続的な事業の実施が確保されることがポイントである。構築したモニタリングスキームに基づき、必要かつ十分なモニタリングを実施し、様々なリスクマネジメントを行い、事業の継続性や確実性を一層高めていってほしい。